（様式９）

欠格事項に該当しない宣誓書

令和　　年　　月　　日

　　 横浜市港北区長

所　在　地

団　体　名

代表者氏名

　当団体は、横浜市師岡コミュニティハウスの指定管理者への応募に際し、応募資格を満たすとともに次の欠格事項に該当しないことを宣誓します。

≪欠格事項≫

1. 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること
2. 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入への必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないこと
3. 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
4. 指定管理者の責に帰すべき事由により、横浜市又は他の地方公共団体から２年以内に指定の取消を受けたものであること
5. 地方自治法施行令第167条の４の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること
6. 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
7. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第２条第５号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること
8. ２年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

９　次のうち、当団体の応募形式に関する事項について、該当していること

　(1) 共同事業体として応募している場合

　　　ア　協定締結時までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することができないこと

　　　イ　当該共同事業体の構成団体が当該施設の指定管理者の選定に単体として応募しておらず、かつ、２以上の共同事業体の構成団体として応募していること

　(2) 中小企業等協同組合として応募している場合

　　　ア　応募時に担当組合員及び責任分担を明確に定め、「事業協同組合等構成員表」を提出することができないこと

　　　イ　当該中小企業等協同組合の担当組合員が当該施設の指定管理者の選定に単体として応募していること